

函館市監査公表第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき、「審議会等の運営状況について」を対象として、行政監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 29 年 5 月 15 日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 吉 田 崇 仁

函館市監査委員 阿 部 善 一

平成 2 8 年度 行政監査結果報告書

1 監査のテーマ

審議会等の運営状況について

2 監査の目的

法律、条例、その他の規定に基づき設置される審議会等は、市民の意見や専門的な知識を市政に反映させる有効な手段である。

本市においても多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、また、公正・透明な開かれた市政実現のため、審議会等の委員の選任において、可能な限り市民の参画を求めるなど、その充実に努めているところである。

このような状況の中、それら審議会等の設置の目的、開催状況、その運営や委員の構成などについて適切であるかを検証し、今後の市政運営に資することを目的として行政監査を実施した。

3 監査の対象および調査方法

(1) 監査対象

地方自治法第138条の4第3項に基づき設置された附属機関（法律または条例に基づくもの）および市の要綱・要領等に基づき設置された附属機関に類似した機能を有する組織を所管する全部局を対象とした。

(2) 調査方法

監査対象全部局に対し調査票の提出を求め、監査に必要な関係資料等により書類審査を実施するとともに、関係職員からの事情聴取を行った。

4 監査の着眼点

(1) 設置の根拠や目的は明確か。

- (2) 委員構成や公募委員・女性委員の登用等は適切か。
- (3) 会議の開催状況や報酬等の支出は適切か。
- (4) 会議の公開，会議録の作成等は適切か。

5 監査の実施期間

平成28年7月15日から平成29年3月27日まで

6 監査の結果

(1) 審議会等の分類について

区 分		根 拠		
		法 律	条 例	要綱・要領等
附属機関	法律で設置が義務付けられているもの (法令必置)	○		
	法律で設置することができるとされているもの (法令任意)	○	○	
	市独自の判断で設置するもの		○	
その他の会議	市独自の判断で設置するもの			○

ア 附属機関として設置するものについて

附属機関とは地方自治法第138条の4第3項に基づくもので、地方公共団体は「法律または条例の定めるところにより執行機関の附属機関として自治紛争処理委員，審査会，審議会，調査会その他の調停，審査，諮問または調査のための機関を置くことができる」とされている。

また，附属機関には，法令により設置が義務付けられているもの（以下「法令必置」という。），法令には設置を義務付けられていないが，地方公共団体の条例により設置することができると定めているもの（以下「法令任意」という。）のほか，地方自治体が独自に判断し，条例で設置するものに区分される。

イ 附属機関に類似した機能を有する組織として設置するものについて

法律または条例によって設置される審議会のほかに，特定の行

政目的の達成のため、市民意見を広く汲み上げる必要がある場合や、専門的な知識を参考とする場合、附属機関に類似した機能を有する組織として、要綱・要領等に基づき設置された機関（以下「その他の会議」という。）をいう。

（２）審議会等の部局別の設置根拠について

単位：機関

区 分	附属機関				その他の会議 要綱・要領等	合 計	構成比(%)
	法令必置	法令任意	条 例	小 計			
企 画 部			3	3	6	9	9.3
総 務 部	1		6	7	1	8	8.2
競 輪 事 業 部			1	1	1	2	2.1
市 民 部	1		3	4		4	4.1
保 健 福 祉 部	5	1	2	8	11	19	19.6
子 ど も 未 来 部	1	1	2	4	2	6	6.2
環 境 部		2		2	1	3	3.1
経 済 部			2	2	2	4	4.1
観 光 部					1	1	1.0
農 林 水 産 部			2	2	1	3	3.1
土 木 部			1	1	1	2	2.1
都 市 建 設 部	2	1	5	8	1	9	9.3
港 湾 空 港 部	1	1		2	1	3	3.1
戸 井 支 所		1		1		1	1.0
恵 山 支 所		1		1		1	1.0
楢 法 華 支 所		1		1		1	1.0
南 茅 部 支 所		1		1		1	1.0
教育委員会事務局		3	8	11	7	18	18.6
企 業 局					1	1	1.0
病 院 局					1	1	1.0
合 計	11	13	35	59	38	97	100.0

※ 構成比については小数点以下第2位を四捨五入したため、合計値が一致しない場合がある。

ア 審議会等の部局別の状況について

部局別の審議会等の設置状況については、設置機関数の多い部局から順に、保健福祉部が19機関で構成比19.6%，教育委員会事務局が18機関で18.6%，企画部と都市建設部がそれぞれ9機関で9.3%となり、これら4部局で半数を超えている。

イ 審議会等の設置根拠について

設置根拠については、59の附属機関のうち、法令必置が11機関、法令任意が13機関、市独自の判断による条例設置が35機関となっている。要綱・要領等により設置されているその他の会議は38機

関となっている。

なお、所管部局別の審議会等の名称については17ページ以降の別表のとおりである。

(3) 審議会等の設置目的について

単位:機関

区 分	調 停	審 査	諮 問	調 査	意見の聴取		その他	合 計
					広範な意見を 事業等に反映	専門的な意見を 判定等に活用		
附 属 機 関	2	11	40	2	0	0	4	59
その他の会議	0	2	0	4	9	19	4	38
合 計	2	13	40	6	9	19	8	97

附属機関は、執行機関の要請により行政執行の前提として必要な調停、審査、諮問、または調査等を行う機関であり、その他の会議は、市民からの意見聴取を主たる目的とするものである。

附属機関については、諮問を目的としたものが40機関で最も多く、続いて審査が11機関、調停と調査がそれぞれ2機関となっている。

その他の会議については、専門的な意見の聴取が最も多く19機関、続いて広範な意見の聴取が9機関、調査が4機関となっている。

その他の内容については、附属機関では「審査、諮問、調査を含めた総合的な審議」や「計画等の策定に係る意見や評価」などの回答であり、その他の会議では「特定の地域・業種の関係者等の情報交換や連絡調整」や「社会問題等の改善や啓発に向けた意見交換」などという回答であった。

(4) 委員の現況について

ア 現員数について

単位:機関

区 分	委員の 委嘱なし	1～5 人	6～10 人	11～15 人	16～20 人	21～25 人	26人以上	合 計
附 属 機 関	6	12	16	16	3	2	4	59
その他の会議	3	7	12	10	1	3	2	38
合 計	9	19	28	26	4	5	6	97
構成比(%)	9.3	19.6	28.9	26.8	4.1	5.2	6.2	100.0

※ 構成比については小数点以下第2位を四捨五入したため、合計値が一致しない場合がある。

附属機関，その他の会議ともに，ほとんどが15人以下の委員構成であり，全体として，1～5人が19機関で構成比19.6%，6～10人が28機関で28.9%，11～15人が26機関で26.8%と，15人以下のものが8割を超える結果となっている。

また，諮問や審査の事案が発生していない等の理由により，委員の委嘱を行っていないものが，附属機関で6機関，その他の会議で3機関あった。

イ 年齢構成について

単位:人

区 分	29 歳以下	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80 歳以上	年齢不明	合 計
附 属 機 関	3	49	144	220	205	113	22	3	759
うち女性委員	2	20	49	57	58	37	5	2	230
その他の会議	4	21	82	132	84	57	17	2	399
うち女性委員	2	7	25	34	18	11	2	0	99
合 計	7	70	226	352	289	170	39	5	1,158
うち女性委員	4	27	74	91	76	48	7	2	329

附属機関の委員数は759人，その他の会議の委員数は399人，全体としては1,158人となっている。

附属機関，その他の会議ともに50～59歳までが220人，132人と最も多く，続いて60～69歳までが205人，84人となっており，どちらもその2つの区分を合わせると半数を超え，総体的に類似した年齢構成となっている。

ウ 在任年数について

単位:人

区 分	2年 未満	2～ 5年未満	5～ 10年未満	10～ 15年未満	15～ 20年未満	20年 以上	合 計
附 属 機 関	325	205	134	61	26	8	759
その他の会議	260	80	41	10	3	5	399
合 計	585	285	175	71	29	13	1,158
構 成 比 (%)	50.5	24.6	15.1	6.1	2.5	1.1	100.0

※ 構成比については小数点以下第2位を四捨五入したため，合計値が一致しない場合がある。

附属機関，その他の会議ともに2年未満の方が最も多く，それぞれ325人，260人となっている。

全体としては，2年未満が585人で構成比50.5%，2～5年が285人で24.6%と，在任年数5年未満の方が7割を超える結果となっている。

また，附属機関で8人，その他の会議で5人の委員が20年以上在任していた。

エ 兼任状況について

本市総務部人事課（以下「人事課」という。）の定める「附属機関・その他の会議の設置等に関する取扱要領」（以下「審議会等取扱要領」という。）では，同一人を複数の附属機関等の構成員に重複して選任しようとする場合，原則3機関までとしており，それを超える場合は特例として認めている。

附属機関，その他の会議を含め，特例として4機関兼務している委員は19人，また，5機関兼務している委員，6機関兼務している委員が，それぞれ2人在任していた。

オ 身分等の構成について

単位:人

区 分	学 識 経験者	関係団体・ 市民団体等	関係行政 機関職員	事業者	市議会 議 員	市職員	公 募 委 員	その他	合 計
附 属 機 関	406	256	24	4	14	2	41	12	759
その他の会議	77	245	18	11	0	29	17	2	399
合 計	483	501	42	15	14	31	58	14	1,158
構成比(%)	41.7	43.3	3.6	1.3	1.2	2.7	5.0	1.2	100.0

※ 構成比については小数点以下第2位を四捨五入したため，合計値が一致しない場合がある。

附属機関については，学識経験者が406人と最も多く，以下，関係団体・市民団体等が256人，公募委員が41人となっている。

その他の会議については，関係団体・市民団体等が245人と最も多く，以下，学識経験者が77人，市職員が29人となっている。

全体としては，関係団体・市民団体等が501人で構成比43.3%，

学識経験者が483人で41.7%，公募委員が58人で5.0%となっている。

その他の内容は，放送・報道関係者，学生，民生委員などという回答であった。

カ 女性登用率について

区 分	なし	単位:機関						合 計
		1～ 10%未満	10～ 20%未満	20～ 30%未満	30～ 40%未満	40～ 50%未満	50% 以上	
附 属 機 関	9	0	4	16	10	6	8	53
その他の会議	8	0	8	4	6	4	5	35
合 計	17	0	12	20	16	10	13	88

委員の委嘱がないものを除く88の審議会等における女性の登用率は，附属機関については，20～30%未満が16機関，続いて30～40%未満が10機関，登用なしが9機関となっている。

その他の会議については，10～20%未満と登用なしが8機関，続いて30～40%未満が6機関となっている。

なお，審議会等取扱要領では，平成29年度までに審議会等の全体に占める女性の割合を概ね30%以上とする目標を掲げているが，5ページの「イ年齢構成について」の表に記載のとおり，附属機関全体では委員数759人のうち女性は230人，その他の会議全体では委員数399人のうち女性は99人となっており，構成比を計算すると，それぞれ30.3%，24.8%となり，全体としては，委員数1,158人のうち女性は329人で登用率は28.4%となっている。

キ 青年登用率について

区 分	なし	単位:機関						合 計
		1～ 10%未満	10～ 20%未満	20～ 30%未満	30～ 40%未満	40～ 50%未満	50% 以上	
附 属 機 関	27	7	12	4	1	0	2	53
その他の会議	24	6	2	0	1	2	0	35
合 計	51	13	14	4	2	2	2	88

委員の委嘱がないものを除く88の審議会等における青年の登用率は，附属機関については，登用なしが27機関，続いて10～20%

未満が12機関，1～10%未満が7機関となっている。

その他の会議については，登用なしが24機関，続いて1～10%未満が6機関，10～20%未満と40～50%未満が2機関となっている。

なお，審議会等取扱要領では，審議会等の全体に占める青年（39歳以下）の割合を概ね10%以上とする目標を掲げているが，5ページの「イ年齢構成について」の表に記載のとおり，附属機関全体では委員数759人のうち39歳以下の青年は52人，その他の会議全体では委員数399人のうち青年は25人となっており，構成比を計算すると，それぞれ6.9%，6.3%となり，全体としても，委員数1,158人のうち青年は77人で登用率は6.6%にとどまっている。

ク 公募の状況について

単位：機関

区 分	委員の委嘱あり					委員の委嘱なし			合 計
	公募枠あり				公募枠なし	公募枠あり	公募枠なし		
	計	1人	2人	3人				4人	
附 属 機 関	17	1	10	4	2	36	3	3	59
その他の会議	12	7	5	0	0	23	1	2	38
合 計	29	8	15	4	2	59	4	5	97

附属機関については公募枠を設けているものが20機関あり，そのうち委員の委嘱を行っているものが17機関で，公募の人数を2人としているものが10機関と最も多くなっている。

その他の会議については公募枠を設けているものが13機関あり，そのうち委嘱を行っているものが12機関で，公募の人数を1人としているものが7機関と最も多くなっている。

公募枠を設けていないものの理由については，専門的な知識を有する委員に限定していることや，利害関係者の排除のためなどという回答であった。

ケ 報酬等について

単位:機関

区 分	1日もしくは1回の 会議につき5,000円	計	左記以外の報酬金額			報酬なし	合 計
			日額(会議1回) 2, 000円	日額(会議1回) 12, 000円	日額(会議1回) 30, 000円		
附 属 機 関	55	4	0	2	2	0	59
その他の会議	35	1	1	0	0	2	38
合 計	90	5	1	2	2	2	97

附属機関の委員については、地方自治法および地方公務員法の規定により、非常勤の特別職の地方公務員であり、報酬を支給しなければならない。本市では、委員の報酬額については、「特別職の職員の給与等に関する条例」において、今回の行政監査の対象となった附属機関の中で「函館市介護認定審査会」，「函館市介護給付費等の支給に関する審査会」については日額12,000円，「函館市男女共同参画苦情処理委員」，「函館市福祉サービス苦情処理委員」については日額30,000円，それ以外の附属機関については日額5,000円と規定している。

また、その他の会議の委員は、法律および条例に設置根拠を置かないことから地方自治法や地方公務員法は適用されないため、報酬支給の対象とはならないが、一般的には役務の提供に係る対価として報償費や旅費（費用弁償）を支給することができる。本市では審議会等取扱要領の中で、1回の出席につき謝礼金として5,000円と定めている。

日額（もしくは1回の会議につき）5,000円の報酬等を支給している附属機関は55機関，その他の会議は35機関となっている。

それ以外のものについては、附属機関では日額12,000円，日額30,000円のもものがそれぞれ2機関あり，その他の会議では，1回の会議につき2,000円のもものが1機関となっていた。また，その他の会議の中で，報償費などを支給していないものも2機関あった。

(5) 会議の開催について

ア 年間の開催状況について

単位:機関

区 分	なし	1回	2回	3回	4回	5～10回	10回以上	合 計
附 属 機 関	8	17	11	9	2	0	6	53
その他の会議	2	14	3	7	6	3	0	35
合 計	10	31	14	16	8	3	6	88

委員の委嘱がないものを除く88の審議会等について、附属機関では、年1回の開催が17機関と最も多く、続いて年2回が11機関、年3回が9機関となっており、その他の会議でも、年1回が14機関と最も多く、続いて年3回が7機関、年4回が6機関となっている。

平成27年度中に審議すべき事案が発生していない等の理由で、会議を開催しなかったものが、附属機関、その他の会議でそれぞれ8機関、2機関あった。

イ 会議開催の周知について

単位:機関

単位: 件数

区 分	周 知 あ り					周知なし	合 計
	周知方法(複数回答 ※計は一致しない)						
	市政広報誌	ホームページ	報道依頼	各支所の会議開催案内	その他		
附 属 機 関	46	3	46	9	6	4	59
その他の会議	28	0	28	7	5	0	38
合 計	74	3	74	16	11	4	97
構 成 比 (%)	76.3	3.1	76.3	16.5	11.3	4.1	100.0

※ 構成比については小数点以下第2位を四捨五入したため、合計値が一致しない場合がある。

開催の周知を行っていたものについては、附属機関で46機関、その他の会議では28機関あり、全て函館市のホームページに掲載しているほか、報道機関への依頼や各支所に設置する会議開催の案内などで行っていた。なお、周知方法のその他の内容は、公告や防災無線を活用しているなどという回答であった。

開催の周知をしていないものの理由については、附属機関、その他の会議ともに「個人情報の流出やプライバシー侵害の恐れがあり、法令等の定めにより会議を非公開としている」などという

回答であった。

全体としては、会議の周知を行っているものは74機関で構成比は76.3%となっている。

ウ 会議の公開について

単位:機関

区 分	会議を公開している			会議を公開 していない	合 計
	計	全部公開	一部公開		
附 属 機 関	38	26	12	21	59
その他の会議	24	21	3	14	38
合 計	62	47	15	35	97
構 成 比 (%)	63.9	48.5	15.5	36.1	100.0

※ 構成比については小数点以下第2位を四捨五入したため、合計値が一致しない場合がある。

会議を公開しているものについては、附属機関で38機関、その他の会議では24機関あり、そのうち個人のプライバシー保護等の理由により、一部公開としているものが、附属機関で12機関、その他の会議では3機関あった。

全体としては、会議を全部または一部公開しているものは62機関で構成比は63.9%となっている。

会議を公開していないものの理由については、附属機関、その他の会議ともに、会議を一部公開しているものと同様、「プライバシー保護等の理由で、法令等において非公開と定められているもの」や、「審査や判定の場において個人情報等を取り扱うため」などという回答であった。

エ 会議録の作成について

単位：機関					
区 分	会議録を作成している			会議録を作成 していない	合 計
	計	公開している	公開していない		
附 属 機 関	55	38	17	4	59
その他の会議	33	24	9	5	38
合 計	88	62	26	9	97
構 成 比 (%)	90.7	63.9	26.8	9.3	100.0

※ 構成比については小数点以下第2位を四捨五入したため、合計値が一致しない場合がある。

附属機関で、会議録を作成しているものは55機関あり、そのうち会議録を公開しているのは38機関となっている。

その他の会議では、会議録を作成しているものは33機関あり、そのうち会議録を公開しているものは24機関となっている。

全体としては、会議録を作成しているものは88機関で、構成比は90.7%となっている。

また、会議録を作成していない理由については、附属機関、その他の会議ともに、「少数の委員による苦情処理」や「個別事業者・個人に対する診断や処遇検討」などで、記録として残すには不適當などという回答であった。

7 監査意見

(1) 設置の根拠や目的について

附属機関については、諮問、審査を目的として設置しているものが多数を占める結果となっている。

その他の会議については、近年、国の補助事業等を活用する際に、関係団体や地域住民の声を広く反映させた計画や指針を策定することが地方自治体に求められ、そのために設置されたものも少なくない。

審議会等については、全て法令、条例、要綱・要領等に基づき設置されており、また、新たに審議会等を設置する場合には、類似する附属機関等の設置を防ぎ審議事項の重複を避けるため、人事課との協議が行われており、それぞれの審議会等の設置の根拠、目的等については適正と判断する。

(2) 委員構成や公募委員・女性委員の登用等について

委員の年齢構成については50歳以上が850人となっており、全体の7割を超え、80歳以上の委員も39人在任していた。

また、在任期間については、7割以上が5年未満の委員であり、会議内容の固定化や偏重への抑止、また、特定の委員への負担軽減

などの観点からも好ましいことと判断するが、一方では10年以上在任している方が113人、さらには20年以上の方も13人に上る。

会議を所掌する所管部局としては、引き続き年齢や就任期間に配慮したバランスの良い委員構成となるよう努められたい。

兼任状況については、「審議会等の構成員の選任に当たっては、より多くの市民の意見を行政に反映させるため、特定の人物に偏ることがないように依頼していくもの」と、審議会等取扱要領の中で兼務の解消を目指している。特例として審議会等を4機関以上兼務している委員も23人いたが、兼務を認めざるを得ない理由については、特定の学術分野の有識者や研究者で、市内において人材の確保が限定されるなどであり、適宜整理されていた。

審議会等取扱要領において、地方公共団体の意思決定を行う市議会議員が執行機関の附属機関に加わることは好ましいことではないとしているが、市議会議員のうち10人の就任については法令等で明確に規定されているものであった。また、それ以外の「函館市表彰審議委員会」と「函館市文化賞審議会」についても、議会の意思を反映する必要があるものとして整理がなされていた。

審議会等取扱要領において、市職員は「構成員としてではなく事務局の立場として参画する」と定めているが、その他の会議の中で就任している市職員については、国の補助事業等を活用する条件の中で、委員構成が指定されているものであり、やむを得ないものと判断する。

しかしながら、一部の審議会等において、市職員が複数就任しているものがあり、市民意見の反映という観点から疑問が残るものであった。市職員の登用については、必要最小限にとどめるべきであり、また、審議会等取扱要領の「事務局として参画する」という規定とは異なることから、要領の見直しを含めた一定の整理が必要と考える。

女性の登用率については、審議会等全体では28.4%となっており、目標としている概ね30%に達しつつあるが、青年については6.6%

と目標の10%を3.4ポイント下回っており、積極的に登用するよう引き続き努められたい。

公募委員については、審議会等として公募枠を設けているものが33機関あり58人が就任している。公募枠を設けていない審議会等は、審議内容が専門的であるものや、審査・判定等において利害関係者を排除するなど、公募としない明確な理由があり、適正と判断する。

委員の選任を行う際には、委員の兼任、女性や青年の登用状況を市全体として把握、調整するために、人事課との協議を行うこととなっているが、このたびの行政監査の対象となった審議会等のうち、所管部局内のみで構成員を決定しているものも見受けられた。審議会等取扱要領の順守について、あらためて周知を行うなど、適切に指示・指導すべきと考える。

(3) 会議の開催状況や報酬等の支出について

平成27年度中に会議の開催のなかった審議会等は、附属機関で8機関、その他の会議で2機関あった。

附属機関、その他の会議ともに、2年から3年に1度の計画の改正等に合わせて開催するものや、不服や補償に係る審査等、事案の発生により開催するものなどであり、平成27年度に該当する案件がなかったことから適正と判断する。

しかしながら、委員の委嘱のないその他の会議において、ここ数年活動実績がなく、今後の活動も未定のものがあった。今後のあり方も含め、整理すべきと考える。

報酬等については、附属機関では、条例の規定に従い委員報酬を適正に支出していたが、その他の会議において、1回の会議につき2,000円を支給しているものがあり、審議会等取扱要領で定める金額5,000円と異なることから、今後の支給にあたっては検討すべきと考える。また、報償費などの支給のないものがその他の会議において2機関あったが、主として関係官公庁間の連絡調整や地縁団体代表者等との情報交換を目的としたもので、適正と判断する。

(4) 会議の公開，会議録の作成等について

会議の公開については，法令で非公開が定められるもののほかは，函館市情報公開条例において，「審議会等の会議は，許可，認可等の審査，行政不服審査，紛争処理，試験に関する事務等に係るもので，会議を公開することが適当でないと認められる場合を除き公開するもの」としている。

附属機関で38機関，その他の会議では24機関が会議を公開しており，審議会等としては全体の約3分の2にあたる62機関が会議を公開している。会議を公開していない審議会等については，法令，条例の規定によるものや，個人のプライバシーを保護するなどの理由であり，非公開は適正と判断する。

会議の開催を周知しているものについては附属機関で46機関，その他の会議では28機関あり，会議を公開している数（附属機関38機関，その他の会議24機関）より多いのは，非公開の会議であっても，その旨を含めて周知しているものがあったためである。会議開催の周知は，全ての審議会等が本市のホームページにおいて掲載しているほか，報道機関への広報依頼や広報誌を活用するなど，概ね適正と判断する。

会議録の作成については，附属機関で55機関，その他の会議では33機関が行っており，そのうち公表しているものはそれぞれ，38機関，24機関となっている。

会議録を作成していないものについては個人情報扱っているためという理由であったが，一部には会議録の作成が可能なものもあり，会議の公開・非公開にかかわらず，作成可能なものについては会議録を作成すべきと考える。

また，会議録を作成しているが公開していないものについては，会議の非公開理由とも合致し，適正と判断する。

(5) まとめ

このたびの行政監査は，本市の審議会等の設置の目的，開催状況，

委員構成などを検証するために行ったものであり、監査意見のとおり、委員の選任事務や報償費の支給額の整合性など一部改善すべき点はあるものの、概ね適正と判断したところである。

審議会等の制度は、市民の声を直接市政に反映させ、市民の市政に対する理解と関心を高めるための有効な手段であり、今後においても重要な役割を果たすものである。

審議会等の意義が広く理解され、市民から信頼される制度であり続けるためにも、委員の公募枠の拡大や会議・会議録等の積極的な公開など、常に見直しながら取り組み、その機能が十分に発揮されるよう、適切な運営を希望するものである。

別 表

所 管 部 局	担 当 課 等	連番	審 議 会 等 の 名 称	設置根拠	
企画部	企画管理課	1	函館市国際水産・海洋総合研究センター研究室使用資格審査委員会	条 例	
		2	函館市臨海研究所研究室使用資格審査委員会	条 例	
		3	函館市市民協働モデル事業審査委員会	要綱・要領	
	国際・地域交流課	4	南北海道定住自立圏共生ビジョン懇談会	要綱・要領	
	計画推進室計画調整課	5	函館市まちづくり会議	要綱・要領	
		6	函館市まち・ひと・しごと創生推進会議	要綱・要領	
		7	亀田地区における統合施設の整備に係る検討懇話会	要綱・要領	
		8	函館市基本構想審議会	条 例	
	計画推進室政策推進課	9	函館市生活交通協議会	要綱・要領	
総務部	文書法制課	10	函館市行政不服審査会	法令必置	
		11	函館市公文書公開審査会	条 例	
		12	函館市個人情報保護審査会	条 例	
		13	函館市個人情報保護運営審議会	条 例	
	行政改革課	14	函館市財政再建推進会議	要綱・要領	
	職員厚生課	15	函館市公務災害補償等審査会	条 例	
	人事課	16	函館市特別職報酬等審議会	条 例	
競輪事業部		17	函館市表彰審議委員会	条 例	
事業課	18	函館市競輪運営協議会	条 例		
	19	函館競輪開催業務等包括委託事業者審査委員会	要綱・要領		
市民部	市民・男女共同参画課	20	函館市男女共同参画審議会	条 例	
		21	函館市男女共同参画苦情処理委員	条 例	
	国保年金課	22	函館市国民健康保険運営協議会	法令必置	
	戸籍住民課	23	函館市住居表示審議会	条 例	
保健福祉部	管理課	24	函館市福祉サービス苦情処理委員	条 例	
	地域福祉課	25	函館市社会福祉審議会	法令必置	
		26	函館市福祉のまちづくり推進委員会	条 例	
		27	函館市福祉政策推進会議	要綱・要領	
		28	函館市民生委員推薦会	法令必置	
	介護保険課	29	函館市福祉有償運送運営協議会	要綱・要領	
		30	函館市高齢者計画策定推進委員会	要綱・要領	
		31	函館市介護保険施設等整備・運営事業者の選定等に関する有識者会議	要綱・要領	
		32	函館市介護認定審査会	法令必置	
	高齢福祉課	33	函館市地域包括支援センター運営協議会	要綱・要領	
		34	函館市地域支えあい推進協議体	要綱・要領	
		35	函館市養護老人ホーム入所判定会議	要綱・要領	
	障がい保健福祉課	36	函館市社会福祉審議会審査部会	法令任意	
		37	函館市障がい者計画策定推進委員会	要綱・要領	
		38	函館市介護給付費等の支給に関する審査会	法令必置	
	保健所 地域保健課	39	函館市医療・介護連携推進協議会	要綱・要領	
	保健所 保健予防課	40	函館市エイズ対策推進協議会	要綱・要領	
子ども未来部		41	市立函館保健所感染症診療協議会	法令必置	
		42	函館市予防接種健康被害調査委員会	要綱・要領	
子ども企画課	43	函館市子ども・子育て会議	法令任意		
	44	函館市入学準備金貸付審査委員会	条 例		
	45	函館市奨学資金運営委員会	条 例		
子どもサービス課	46	函館市幼保連携型認定こども園審議会	法令必置		
次世代育成課	47	函館市青少年補導センター運営協議会	要綱・要領		
母子保健課	48	函館市小児慢性特定疾病審査会	要綱・要領		

別 表

所 管 部 局	担 当 課 等	連番	審 議 会 等 の 名 称	設置根拠
環境部	環境総務課	49	函館市環境審議会	法令任意
	環境推進課	50	函館市廃棄物減量等推進審議会	法令任意
		51	函館市廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会	要綱・要領
経済部	経済企画課	52	函館市中小企業振興審議会	条 例
	商業振興課	53	函館市中心市街地出店促進補助金審査委員会	要綱・要領
	工業振興課	54	函館市産業支援センター入居資格審査委員会	条 例
	労働課	55	函館市中心市街地事務所立地促進補助金審査委員会	要綱・要領
観光部	観光企画課	56	函館市観光アドバイザー会議	要綱・要領
農林水産部	企画調整課	57	函館市水産物地方卸売市場運営協議会	条 例
		58	函館市青果物地方卸売市場運営協議会	条 例
	水産課	59	函館市水産振興連絡協議会	要綱・要領
土木部	施設管理課	60	函館市緑化審議会	条 例
	公園河川整備課	61	函館市緑のパートナー会議	要綱・要領
都市建設部	まちづくり景観課	62	函館市都市景観審議会	条 例
		63	函館市都市景観賞選考委員会	条 例
	都市計画課	64	函館市都市計画審議会	法令任意
	都市整備課	65	函館市開発審査会	法令必置
	住宅課	66	函館市住宅施策のあり方に関する検討委員会	要綱・要領
		67	函館市空家等審議会	条 例
		68	函館市営住宅入居者審査委員会	条 例
	建築行政課	69	函館市建築審査会	法令必置
港湾空港部	管理課	70	函館市中高層建築物紛争調停委員会	条 例
		71	函館港地方港湾審議会	法令必置
	港湾空港振興課	72	樺法華港地方港湾審議会	法令任意
		73	函館空港周辺対策協議会	要綱・要領
戸井支所	地域振興課	74	函館市戸井地域審議会	法令任意
恵山支所	地域振興課	75	函館市恵山地域審議会	法令任意
樺法華支所	地域振興課	76	函館市樺法華地域審議会	法令任意
南茅部支所	地域振興課	77	函館市南茅部地域審議会	法令任意
教育委員会事務局	生涯学習部 生涯学習文化課	78	函館市社会教育委員の会議	法令任意
		79	函館市青少年芸術教育奨励事業企画推進委員会	条 例
		80	函館市文化賞審議会	条 例
	生涯学習部 スポーツ振興課	81	函館市スポーツ振興審議会	法令任意
	生涯学習部 文化財課	82	函館市文化財保護審議会	条 例
		83	特別史跡五稜郭跡保存整備委員会	要綱・要領
		84	重要文化財旧函館区公会堂保存活用計画検討委員会	要綱・要領
		85	史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会	要綱・要領
	生涯学習部 博物館	86	市立函館博物館協議会	法令任意
	学校教育部 学校教育課	87	函館市小学校用教科用図書選定委員会	条 例
		88	函館市中学校用教科用図書選定委員会	条 例
		89	函館市学校教育審議会	条 例
	学校教育部 教育指導課	90	函館市いじめ等対策委員会	要綱・要領
	学校教育部 保健給食課	91	函館市学校保健委員会	要綱・要領
	学校教育部 教育センター	92	函館市特別支援教育サポートチーム	要綱・要領
		93	函館市教育支援委員会	条 例
		94	函館市特別支援教育推進協議会	要綱・要領
		95	函館市南北海道教育センター運営協議会	条 例
企業局	管理部 経営企画課	96	函館市企業局経営懇話会	要綱・要領
病院局	管理部 経理課	97	函館市病院事業経営改革評価委員会	要綱・要領